

答 申 書

(答申第 7 7 号)

平成 1 7 年 2 月 1 8 日

1 審査会の結論

北海道警察本部に係る平成 4 年度から平成 9 年度 9 月までの使用料及び賃借料の支払に関する支出証拠書類を一部開示としたことについて、実施機関等が当審査会で主張を変更した後も非開示とする部分を非開示とすることは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨 別紙 1 のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、平成 4 年度から平成 9 年度 9 月までの北海道警察本部における使用料及び賃借料の支出に関する支出証拠書類(債権者の請求書を含む。)及び平成 4 年度から同 5 年度までの、北海道警察学校、各方面本部及び各警察署(ただし、札幌方面栗山、夕張、滝川、門別及び静内警察署を除く。)における使用料及び賃借料の支出に関する支出証拠書類(債権者の請求書を含む。)であり、別紙 2 の左欄の「本件公文書に記録されている情報」欄に掲げる情報が記録されている。

使用料及び賃借料の支出に当たり、支出証拠書類として、北海道警察本部では、平成 5 年度までは支出命令書が用いられ、平成 6 年度以降は、財務会計トータルシステムが導入されたことにより支出負担行為兼支出命令書が用いられており、各方面本部、警察学校及び各警察署では、前渡資金支払決定書が用いられている。

支出命令書、支出負担行為兼支出命令書又は前渡資金支払決定書(以下これらの文書を「命令書等」という。)には、支出する内容等によって、支出内訳書、科目仕訳書(甲・乙)、科目明細書などが併せて用いられ、さらに、請求書が添付されている。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書のうち別紙 3 の整理番号 1 の公文書については、北海道情報公開条例(平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「新条例」という。)による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例(昭和 61 年北海道条例第 1 号。以下「旧条例」という。)第 8 条第 1 項本文(個人情報)に規定する非開示情報、第 9 条第 1 項本文(法人情報)に規定する非開示情報及び同条第 2 項第 1 号(公共安全情報)に規定する非開示情報に該当するとして、また、整理番号 2 から 17 の公文書については、新条例第 10 条第 1 項第 3 号(公共安全情報)に規定する非開示情報に該当するとして、一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る別紙 3 の 17 件の異議申立ては、いずれも同一人からの開示請求であって、平成 4 年度から平成 9 年度 9 月までの使用料及び賃借料に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

イ 平成 16 年 12 月 15 日に開催された当審査会の審議の場において実施機関及び参加人で

ある北海道警察本部（以下「実施機関等」という。）は、本件公文書に記録されている情報のうち非開示情報に該当するとした情報について当初の主張を一部変更した。

変更後の主張を整理すると、別紙２の右欄の「実施機関等の主張の変更内容」欄に掲げるとおりとなる。

ウ 異議申立人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関等の主張変更に対して異議申立人から意見書等の提出はなされなかった。

エ 当審査会は、これらの経緯を踏まえ、実施機関等が主張変更後も非開示を維持している部分について、その妥当性を判断することとした。

なお、実施機関等は、別紙２に掲げる捜査用民有車借上の欄の印の情報については、原則非開示であるが本件公文書に限り開示しているため、その点については判断しないこととした。

よって、審議の対象は、別紙２に掲げる会場借上、捜査用民有車借上、車両保管場所借上及び装備資器材借上経費に係る情報のうち実施機関等が主張変更後も非開示を維持している次の情報である。

- (ア) 本件公文書に記載されている請求書作成者（担当者）の氏名及び印影（以下、「担当者情報」という。）
- (イ) 本件公文書に記載されている情報のうち、留置人食糧費供給業者と同一の債権者、領収相手方の住所、社名、氏名、印影、電話番号（以下、「留置人関係情報」という。）
- (ウ) 本件公文書に記載されている情報のうち、車両保管場所借上に係る債権者住所、社名、氏名、印影、電話番号、振込先銀行名、支店名、預金種別及び口座番号（以下、「車両保管場所債権者等情報」という。）

(3) 旧条例第８条第１項本文又は新条例第１０条第１項第１号（個人情報）の該当性について

ア 旧条例第８条第１項本文は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（法令及び他の条例の規定により何人でも取得することができる情報並びに公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報を除く。以下「特定個人情報」という。）が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない旨定めている。

なお、旧条例第８条第１項本文において、特定個人情報から除外される情報としては、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」等が挙げられているが、これらには、公にすることが慣行となっていて公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報であって、実施機関が自ら作成し、又は取得したものと等が該当するものである。

また、新条例第１０条第１項第１号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報は、非開示情報に該当する旨定めている。

旧条例の特定個人情報に該当し、新条例第１０条第１項第１号にあてはめた場合にも非開示情報となる情報及び新条例第１０条第１項第１号に該当する情報について、以下

「個人情報」と称する。

イ 担当者情報について

実施機関等は、主張変更後、命令書等に請求書が添付されている場合の当該請求書に記載されている担当者情報について、個人情報に該当するとして非開示とする必要があると主張する（ただし、債権者名が開示で、請求書作成者が同一人の場合は、開示する。）。

ウ 担当者情報については、それが開示されると、特定の個人が識別され、当該個人が特定の業者の従業員であることが明らかとなり、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められる。

また、当審査会が平成15年7月29日付けの答申第61号（以下「既答申」という。）において、これを非開示とすることは妥当との答申をしており、本件についても同様の判断とすることが相当であると考えられる。

したがって、当審査会としては、担当者情報については、個人情報に該当し非開示とすることが妥当であると判断する。

(4) 旧条例第9条第2項第1号又は新条例第10条第1項第3号(公共安全情報)の該当性について

ア 旧条例第9条第2項第1号は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報（以下「公共安全情報」という。）が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしないことができる旨定めている。

また、新条例第10条第1項第3号においても、公共安全情報として非開示情報に該当する旨定めている。

イ 留置人関係情報について

実施機関等は、留置人関係情報については、これらの情報が公になると、特定所属の留置室に収容されている被留置人に支給される弁当の供給業者が特定されることから、特定の被留置人に危害を加えようとする者や当該被留置人の逃走を企てる者、あるいは証拠隠滅等を図ろうとする共犯者等から、当該業者やその従業員に対する取込み・懐柔工作等が行われ、弁当に隠語による伝言細工や異物、危険物等の混入等が行われるおそれがあるため、非開示とする必要があると主張する。

ウ 留置人食糧費の特殊性を考慮すると、これらの情報を開示することにより、特定所属の留置室に収容されている被留置人に支給される弁当の供給業者やその従業員が特定されることから、特定の被留置人に危害を加えようとする者や当該被留置人の逃走を企てる者、あるいは証拠隠滅等を図ろうとする共犯者等から、当該業者やその従業員に対する取込み・懐柔工作等が行われ、弁当に隠語による伝言細工や異物、危険物等の混入等が行われるという実施機関等の主張は否定できず、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると考えられる。

また、当審査会が既答申において、留置人食糧費の債権者等情報を非開示とすることは妥当との答申をしており、本件についても同様の判断とすることが相当であると考えられる。

したがって、当審査会としては、留置人関係情報については、公共安全情報に該当

し非開示とすることが妥当であると判断する。

エ 車両保管場所債権者等情報について

実施機関等は、車両の保管場所の借上は、暴走族等から押収した車両等を警察敷地で保管しきれない場合に借上げるものであるが、これらの情報が公になると、暴走族等から押収した車両の保管業者が特定されることから、暴走族関係者等が押収車両の奪還のため、当該業者や従業員に嫌がらせや危害を加えるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるため、非開示とする必要があると主張する。

オ 車両保管場所債権者等情報については、それが開示されると、暴走族等から押収した車両の保管業者が特定されることから、暴走族関係者等が押収車両の奪還のため、当該業者や従業員に嫌がらせや危害を加えるという実施機関等の主張は否定できず、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、当審査会としては、車両保管場所債権者等情報については、公共安全情報に該当し非開示とすることが妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年5月11日	諮問書の受理 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 理由説明書、 公文書一部開示決定通知書の写し、 公文書開示請求書の写し、 異議申立ての概要、 対象公文書の写し）の提出
平成10年7月2日	
平成10年7月3日	
平成10年7月7日	
平成10年7月17日	
平成11年7月1日	
平成11年7月5日	
平成11年7月8日	
平成10年6月1日 （第1回審査会）	新規諮問事案の報告 1件（整理番号1）
平成10年8月4日 （第3回審査会）	新規諮問事案の報告 8件（整理番号2～9） 北海道警察本部に係る同一の異議申立人からの他の諮問事案と併せて審議進行をすることを確認
平成11年7月12日 （第4回審査会）	新規諮問事案の報告 8件（整理番号10～17）
平成13年4月23日 （第38回審査会）	新条例の一部改正により、北海道警察本部が事案関係者から参加人となる。
平成13年9月10日 （第43回審査会）	本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成16年12月15日 （第二部会）	実施機関から「使用料及び賃借料に係る支出証拠書類の非開示項目及び非開示理由について」と題する書面の提出 参加人から「使用料及び賃借料執行目的別開示基準表」と題する書面の提出があり、これまでの主張を変更した。 審議
平成17年1月12日 （第二部会）	審議
平成17年2月8日 （第二部会）	審議
平成17年2月16日 （第64回審査会）	答申案審議
平成17年2月18日	答申

別紙 1

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨

1 異議申立ての経過

- (1) 平成9年11月13日～平成10年3月30日 本件開示請求
- (2) 平成10年1月28日～平成11年4月27日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定処分
- (3) 平成10年3月23日～平成11年6月25日 本件異議申立て

なお、異議申立ての内訳は、別紙3「本件諮問事案に係る公文書の一部開示決定処分に対する異議申立て一覧」のとおりである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次に掲げる部分に係る処分を撤廃するとの決定を求めるといものである。

土地・建物、会議会場、捜査用民有車借上、車両保管場所の借上げに関するものを除く支出関係文書及び請求書中の「経費名及び経費名としての装備資器材名及び機種名」

会議会場、捜査用民有車借上、車両保管場所の借上げに関する支出関係文書及び請求書中の「すべての事項」

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立人には、道民の安全と秩序を維持するための犯罪捜査・警察活動が、着実に実施、履行されているかどうかを知る権利がある。

イ 異議申立人には、道民の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序を維持するため、犯罪捜査、交通取締等多岐にわたる活動、これら警察活動と密接にかかわりを持つ各種警察装備資材が、適正に購入、適切に使用、活用されているかどうかを監視する必要がある。

そして、知事は、警察活動と密接にかかわりを持つ各種警察装備資材が、どのようにして公共の安全と秩序を維持するのかを説明する責任がある。そうすることで、道民の安全と信頼を得ることができる。

ウ 異議申立人には、道民の安全と秩序維持のための関係機関・団体及び部内関係所属間での会議や緊急招集用などの民有車の借上げが、必要に応じ、無駄なく適正かつ適切に公金が支出されているかどうか、監視する必要がある。

そして、知事は、会議の回数、民有車の借上げが何台あるのかを明らかにして、道民の安全と秩序維持に努めていることを説明する責任がある。

(3) 実施機関等の主張変更後の意見

意見書等の提出はなされなかった。

3 実施機関等の説明の要旨

(1) 異議申立て時の説明

異議申立人に対する実施機関等の説明要旨は、次のとおりである。

実施機関等は、本件処分時においては、おおむね次の理由から本件公文書に記録されている情報が非開示情報に該当する旨主張していた。

ア 旧条例第9条第2項第1号又は新条例第10条第1項第3号（公共安全情報）に該当

犯罪捜査等に関する情報であり、開示することにより当該捜査及び公共の安全と秩序を維持するための警察活動に重大な支障を及ぼすため。

(ア) 経費名及び経費名としての装備資器材名及び機種名

警察は、道民の生命、身体、財産又は社会的な地位の確保、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序を維持するため、犯罪捜査、交通取締り等多岐にわたる活動を展開している。これら、警察活動と密接に

関わりをもつのが各種警察装備資器材である。その内容を明らかにすることは、警察活動の実態を明らかにし又は強く推測させることとなり、警察業務の遂行に支障を生じさせることとなる。

(1) すべての事項

警察は、道民の生命、身体、財産又は社会的な地位の確保、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持のため、組織の各部門が緊密に連携し、犯罪捜査、情報収集等多岐にわたる活動を展開している。これらの諸活動を的確に遂行するため、関係機関・団体及び部内関係所属間で必要な会議を随時行っており、その内容は、当然ながら犯罪の捜査、公共の安全に直接関わりのある警察活動に関するものである。

また、緊急招集用など民有車の借上げは、犯罪発生等に伴う緊急招集をはじめ捜査過程で随時行われるものである。よって、警察活動と密接に関わりをもつこれらの資料を開示することは、警察の活動実態を明らかにし、または強く推測させることとなり、警察活動の遂行、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある。

イ 旧条例第9条第1項本文（法人情報）に該当

取引金融機関の名称、預金種別及び口座番号は、法人等が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報で、開示することにより当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため。

ウ 旧条例第8条第1項本文（個人情報）に該当

個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため。

(ア) 事務担当者の氏名及び印影

(1) 債権者のコード、住所、氏名及び取引金融機関の口座名義（個人の場合に限る。）

(2) 主張変更後の説明

ア 個人情報該当性（支払の相手方に関する情報）

請求書作成者(担当者)の氏名及び印影は、これらの情報が公になると、特定の個人が識別され、かつ当該個人が警察と取引を有する特定の業者の従業員であることが明らかとなる。個人の職業に関わる情報はプライバシーに属する情報であり、通常他人に知られたいと認められるため。（ただし、債権者(業者の代表者等)が開示で、請求書作成者が債権者と同一人である場合は開示）

イ 公共安全情報該当性（債権者等に関する情報）

(ア) 留置人関係情報

これらの情報が公になると、特定所属の留置室に収容されている被留置人に支給される弁当の供給業者が特定されることから、特定の被留置人に危害を加えようとする者や当該被留置人の逃走を企てる者、あるいは証拠隠滅等を図ろうとする共犯者等から、当該業者やその従業員に対する取込み・懐柔工作等が行われ、弁当に隠語による伝言細工や異物、危険物等の混入等が行われるおそれがあると認められるため。

(1) 車両保管場所債権者等情報

車両の保管場所の借上は、暴走族等から押収した車両等を警察敷地で保管しきれない場合に借上げるものであるが、これらの情報が公になると、暴走族等から押収した車両の保管業者が特定されることから、暴走族関係者等が押収車両の奪還のため、当該業者や従業員に嫌がらせや危害を加えるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

別紙 2

主張変更後の開示・非開示の基準一覧(本部執行分)

[支出命令書、支出負担行為兼支出命令書、支出内訳書、科目仕訳書(甲・乙)、科目明細書、請求書]

本件公文書に記録されている情報		実施機関等の主張の変更内容			
		会場借上	捜査用民有車借上		装備資器材借上
			緊急招集用 (ハイ-)	レンタカー	重機等
警察職員や 支払の相手 方の特定に 関する情報	部局名				
	執行機関名				
	経費名				
	債権者住所・社名・氏名・印影・電話番号				
	債権者コード				
	受任者住所・社名・氏名・印影・電話番号				
	受任者コード				
	振込先銀行名・支店名・預金種別・口座番号				
	執行・出納機関決裁欄				
	請求書作成者(担当者)氏名・印影				
請求書番号・顧客コード					
時期情報	支出年月日				
	登録年月日				
	支払希望年月日				
	支払指定日				
	請求(受理)・起票年月日				
	支出命令確認欄				
	確認年月日				
金額情報	請求金額・支出額・兼支出命令額				
	品名				
	規格				
	数量				
	単価				
	品名毎の金額、小計額				
	科目明細書の兼支出命令額合計額				
	支出(仕訳)金額 科目仕訳書(甲)、(乙)の金額				
その他情報	支出科目(款項目節細節)				
	仕訳科目(款項目節細節)				
	事業・支出方法・カード番号・支出区分				
	出納員等・年度・会計・整理番号				
	支出命令番号・明細番号・支出予定番号				
	略科目・摘要欄				

主張変更後の開示・非開示の基準一覧(警察署執行分)

[前渡資金支払決定書、請求書、請求内訳書、科目仕訳書(甲・乙)]

本件公文書に記録されている情報		実施機関等の主張の変更内容						
		会場 借上	捜査用民有車借上			布団 借上	車両保 管場所 借上	装 備 資器材 借上
			緊 急 招集用 (ハヤ-	レンタカ-	重機等			
警察職員や 支払の相手 方の特定に 関する情報	部局名							
	経費名							
	債権者住所・社名・氏名・印 影・電話番号					×		
	振込先銀行名・支店名・預金 種別・口座番号					×		
	決裁欄							
	請求書作成者(担当者)氏名・ 印影							
	領収相手方住所・社名・氏名 ・印影							
時期情報	支払年月日							
	請求(受理)・起票年月日							
	領収年月日							
	摘要欄の執行(開催)年月日							
	請求書中の 乗車年月日・借上期間							
金額情報	請求(支払)金額							
	品名							
	規格							
	数量							
	単価							
	品名毎の金額・小計額							
	支払(仕訳)金額 科目仕訳書(甲)の金額 科目仕訳書(乙)の金額							
その他情報	支払科目(款項目節細節) 仕訳科目(款項目節細節)							
	年度・会計							
	摘要欄の執行(開催) 目的・出席人数							
	請求書中の乗車会社コード・ チケット冊番号							

凡例 × : 非開示

: 開示

: 記載のない項目

: 請求書作成者(担当者)が従業員の場合、その氏名及び印影を非開示とする情報

: 原則開示であるが、債権者が留置人食糧費供給業者と同一の場合は非開示とする情報

: 原則非開示であるが、本件対象公文書に限り開示とする情報

本件諮問事案に係る公文書の一部開示決定処分に対する異議申立て一覧

整理番号	開示請求年月日	処分年月日等	異議申立年月日	諮問番号	異議申立ての対象公文書
1	平成9年11月13日	平成10年1月28日付け局経第323号	平成10年3月23日	6	北海道警察本部における使用料及び賃借料の支出負担行為兼支出命令書(平成4~9年度9月)
2	平成10年3月30日	平成10年4月23日付け釧会計第39号	平成10年6月15日	64	釧路方面本部、釧路方面釧路、厚岸、弟子屈、根室、中標津、池田、本別、帯広、新得、広尾警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成4年度)
3	同上	平成10年4月27日付け局指第28号	平成10年6月26日	65	北海道警察学校における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成4年度)
4	同上	平成10年4月27日付け局指第29号	同上	66	札幌方面東、南、白石、豊平警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成4年度)
5	同上	平成10年4月27日付け局指第30号	同上	67	札幌方面中央、西、北警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成4年度)
6	同上	平成10年4月27日付け局指第31号	同上	68	札幌方面江別、千歳、岩見沢、三笠、美唄、砂川、赤歌、芦別、小樽、余市、倶知安、岩内、伊達、室蘭、苫小牧及び浦河警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成4年度)
7	同上	平成10年4月24日付け網会計第13号	平成10年6月22日	71	北見方面本部、北見方面北見、遠軽、網走、美幌、斜里、紋別、興部警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成4年度)
8	同上	平成10年4月27日付け渡会計第75号	平成10年6月26日	73	函館方面中央、西、森、八雲、木古内、松前、江差、北檜山、寿都警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成4年度)
9	同上	平成10年4月27日付け上会計第31号	同上	74	旭川方面本部、旭川方面旭川中央、旭川東、士別、名寄、美深、枝幸、稚内、富良野、深川、沼田、留萌、羽幌、天塩警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成4年度)
10	同上	平成11年4月26日付け局指第26号	平成11年6月25日	216	北海道警察学校における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成5年度)
11	同上	平成11年4月26日付け局指第27号	同上	217	札幌方面中央、北警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成5年度)
12	同上	平成11年4月26日付け局指第28号	同上	218	札幌方面東、南、白石、豊平警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成5年度)
13	同上	平成11年4月26日付け局指第29号	同上	219	札幌方面江別、千歳、岩見沢、三笠、美唄、砂川、赤歌、芦別、小樽、余市、倶知安、岩内、伊達、室蘭、苫小牧及び浦河警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成5年度)
14	同上	平成11年4月20日付け渡会計第72号	平成11年6月21日	220	函館方面中央、西、森、八雲、木古内、松前、江差、北檜山、寿都警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成5年度)
15	同上	平成11年4月27日付け釧会計第46号	平成11年6月25日	221	釧路方面本部、釧路方面釧路、厚岸、弟子屈、根室、中標津、池田、本別、帯広、新得、広尾警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成5年度)
16	同上	平成11年4月26日付け網会計第9号	同上	222	北見方面本部、北見方面北見、遠軽、網走、美幌、斜里、紋別、興部警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成5年度)
17	同上	平成11年4月27日付け上会計第32号	同上	223	旭川方面本部、旭川方面旭川中央、旭川東、士別、名寄、美深、枝幸、稚内、富良野、深川、沼田、留萌、羽幌、天塩警察署における使用料及び賃借料の前渡資金支払決定書(平成5年度)